



お知らせ『りしり富士』

年金生活者支援給付金制度について ～令和 元年 10 月 1 日から始まります～

福祉課国保衛生住民係

年金受給者の生活を支援するため、「年金生活者支援給付金」がこれまでに支給されていた年金に上乗せして支給されます。

対象となる方には、日本年金機構より 9 月上旬から順次以下のような案内が届きますので、ご留意の上、不明な場合は給付金専用ダイヤル、又は役場福祉課までお問い合わせください。

■対象となる方

●老齢基礎年金を受給している方(65 歳以上・世帯全員が市町村民税非課税・年金収入額とその他所得額の合計が約 88 万円以下)

●障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方(前年の所得額が約 462 万円以下)

■請求手続き

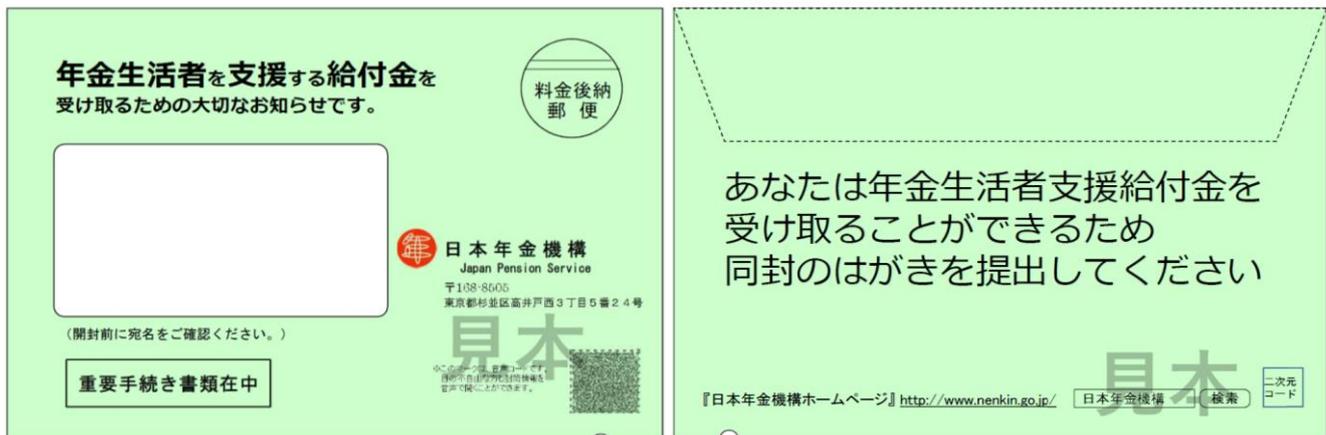
●平成 31 年 4 月 1 日以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構より下記(見本)の封筒が 9 月上旬から順次届きますので、中身をご確認のうえ必要事項を記入し提出してください。

●平成 31 年 4 月 2 日以降に年金を受給し始めた方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市町村で請求手続きをしてください。

見本



■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

●日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

☆年金生活者支援給付金のご請求でお困りになった時には

『給付金専用ダイヤル』：0570-05-4092 (ナビダイヤル) または
『役場福祉課』：0163-82-1113 まで、お問い合わせください。

